平成２５年（フ）第１５５０号
大阪市平野区長吉出戸３丁目１番67―501号
債務者　大槻　文雄
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２８号
名古屋市昭和区八事富士見1401番地　ＦＩＳ名古屋216号室
債務者　甲藤　寛久
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２４７号
東京都多摩市永山１丁目11番地の２イトーピア多摩永山パークレジデンス503
債務者　武内　正人
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月５日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２４８号
東京都多摩市永山１丁目11番地の２イトーピア多摩永山パークレジデンス503
債務者　武内理美子（旧姓船山）
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月５日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２７１号
東京都日野市多摩平７丁目17番地の８ハイツ大久保102
債務者　金剛寺　明
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月５日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１９号
愛媛県喜多郡内子町内子3295番地３
債務者　髙森　裕樹
1　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月７日午前10時30分
松山地方裁判所大洲支部

平成２５年（フ）第７６号
岡山市中区藤崎509番地７　103、旧住所岡山市中区神下470番地３
債務者　櫻木　　亮
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８７号
岡山市北区富原1159番地３
債務者　宮城　誠子
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１２号
岡山県瀬戸内市長船町土師222番地１ニューエルデイム長船205号
債務者　涌澤　　浩
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２１号
岡山市北区花尻ききょう町15番地108コーポ山形103号、旧住所岡山県加賀郡吉備中央町尾原412番地３
債務者　笹田　宏一
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６５号
北海道帯広市東13条南４丁目１番地87　小林マンション102
債務者　白戸　幸夫
1　決定年月日時　平成25年４月10日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第６６号
北海道帯広市東13条南４丁目１番地87　小林マンション102
債務者　白戸　和枝
1　決定年月日時　平成25年４月10日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第７０号
北海道帯広市南町東５条７丁目16番地　コートモンテンベール301
債務者　斉藤　　泰
1　決定年月日時　平成25年４月10日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第７１号
北海道帯広市柏林台西町３丁目１番地　柏林台西町７―711号中納妙子方
債務者　山田真由美
1　決定年月日時　平成25年４月10日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第４３号
長崎県佐世保市木風町1426番地、旧住所長崎県佐世保市黒髪町26番18号　中島アパート103
債務者　西本　貢兒
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月７日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係